

■ パブリックコメント(意見募集)実施結果の概要

案件名	第2次光市教育振興基本計画(案)に対する意見について
募集期間	令和3年12月20日(月)～令和4年1月19日(水)
担当課 (問合せ)	教育委員会 教育総務課 電話 0833(74)3601 FAX 0833(72)7202 電子メール soumu@edu.city.hikari.lg.jp

▼ 募集概要

このたび、第2次光市教育振興基本計画(案)がまとまりましたので、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

- (1) 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- (2) 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

- (1) 提出者数 2人 提出件数 15件
- (2) 提出方法
 - ア 窓口に持参 1名
 - イ 電子メール 1名
- (3) 提出者区分
 - ア 光市に住所がある個人 1名
 - イ 光市に通勤又は通学している人 1名

▼ 意見の計画案への反映状況

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案を一部修正しました。また、計画案に反映されなかったご意見についても、今後、第2次光市教育振興基本計画に基づき教育行政を推進していくうえで、十分に参考とさせていただきます。

▼ 資料の開示方法

(資料内容)

- ・第2次光市教育振興基本計画(案)

(閲覧方法等)

- 1 閲覧用資料の窓口設置 15か所
教育委員会(教育総務課)、情報公開総合窓口(市役所1階受付)、総合福祉センター「あいぱーく光」、地域づくり支援センター、大和支所、各出張所及びコミュニティセンター(伊保木、光井、中島田、東荷、塩田、※島田を除く)
- 2 市ホームページに掲載

▼ 提出された意見の概要と市の考え方

◆1 計画の内容について(意見数:13件)

No.	意見等の概要	考え方(対応)	担当課
1	5ページの「各中学校区の状況」は、美辞麗句の並び立てではないか。挨拶文でしかない。	ここでは、各中学校区の地理的・文化的な特徴や、第2次光市教育振興基本計画に掲げた理念と照らし合わせた各中学校区の特色ある取組を記載しています。	学校教育課
2	6ページの「①コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」に「小中一貫教育を行っている」とあるが、そのような様子は見えない。	本市では令和2年度から、これまでの小中連携教育を発展させた小中一貫教育を行っています。今後もその取組を地域の方々に知っていただくよう情報発信にも努めます。	学校教育課
3	6ページに記載のある「コミュニティ・スクール」を進めるなら、地元との話し合いの場が必要ではないか。少なくとも、連合自治会単位では行うべきである。	コミュニティ・スクールの運営組織である学校運営協議会には、多くの場合、コミュニティ協議会や連合自治会など、地域の方々に参画いただいております。このような仕組みの中で、学校と地域の連携体制の構築に努めています。	学校教育課
4	19ページの「ふるさとを愛し豊かな心を育む「光市民学」の展開」について、ふるさとなどを愛する心を上から教えるものではないと思う。楽しい学校生活ができれば、人は学校が好きになり、ふるさとが好きになる。難しい事とは思いますが、そのような教育を進め、楽しい社会になるよう、配慮すべきではないか。	「光市民学」は、光市の特色ある教育資源(自然・環境・産業・食・歴史・文化・伝統)などを題材とした学習(カリキュラム)です。単なる知識の理解にとどまらず、様々な体験活動や他者との交流なども取り入れた魅力ある学びの創出に努めていきたいと考えています。	学校教育課
5	20ページに記載のある各地区の個別での小中一貫校の具体的ビジョンは出来ていないのか。	令和3年度中に策定予定の「施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針」を将来ビジョンとして地域の皆様と共有し、これをもとに各中学校区(学園)で具体的な協議を進めていくこととしています。	教育総務課
6	25ページのコミュニティ・スクールの組織図にあるコーディネーターについて、どのような人をイメージされているのか。地域への協力要望は、するにしても、主導権は学校サイドで持つべきではないか。	図中に示す、本市のコーディネーターは、学校と、学校を支援していただく地域の方々との連絡調整を行っていただく方であり、学校の経営方針等を共有したうえで、様々な活動を行っていただいております。	学校教育課

No.	意見等の概要	考え方（対応）	担当課
7	小中一貫校について、1小1中校区と4小1中校区では状況がかなり異なり、通学など対応が必要となるが、現況の分析は出来ているのか。	各学校にはそれぞれに経緯や立地、伝統や校風などの特徴があることや、地域固有の事情があることなどを理解したうえで、これらを十分に尊重しながら、施設一体型小中一貫ひかり学園の新設を進めます。	教育総務課
8	63ページの「G I G Aスクール構想」について、国の施策に呼応したものであると思うが分相応にやるべきと考える。	国の「G I G Aスクール構想」に呼応し、本市が目指す、これからを生き抜く児童生徒に求められる情報活用能力の育成と、質の高い教育環境の維持に向けて、必要な学校 I C T環境の整備・充実を図ります。	学校教育課 教育総務課
9	65ページの学校給食について、朝食を摂らない児童・生徒がいるとの調査結果が出ていたが、家庭の事情があるケースも多いと考えられる。朝食を学校で摂らせることは考えられないか。	学校で児童生徒に提供できる食事は、衛生管理、食物アレルギー等への配慮等、学校給食と同等の提供体制が求められることから、現時点での児童生徒への朝食の提供は困難と考えますが、各家庭への普及啓発など、朝食摂取率の向上に向けて関係所管と連携した取組を継続します。	学校教育課 学校給食センター
10	教員一人当たり1か月平均時間外在校等時間について、45時間以内とあるがその根拠は何か。また教員には時間外手当がないとのことだが問題ではないか。	文部科学省の示す「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を根拠としています。現行制度では教員に時間外勤務手当は支給されず、代わりに教職調整額が一律に支給されているところです。	学校教育課
11	70ページのP D C Aについて、この基本計画や他の計画を見ても具体性に欠ける。	教育委員会では毎年度、事務評価委員会を開催し、計画や予算に基づく各事業について点検・評価を行い公表しています。ご意見を踏まえ、これらを明記することとします。	教育総務課
12	71ページ以降の「第1次計画の成果・検証」について、文の末尾が「努めました」、「推進しました」、「策定しました」、「整備しました」となっているが、「〇〇できました」などでないと、成果とは言えないのではないか。	文言については、以下のとおり整理しています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。 具体的な事業名や数値で成果を示すことが困難なものは、目的の達成に向けた取組状況を踏まえた表現を使用しています。成果については、原則、完了形を表す「～しました」と表現しています。	教育総務課

No.	意見等の概要	考え方（対応）	担当課
13	74 ページの「公立幼稚園の保育料の見直し」について、私立幼稚園と同額にしたとのことだが、公立の方が安いとの保護者の考えがあったのではないか。	公立幼稚園については、平成 29 年度から 3 年保育を導入し、保育サービスが向上することから、令和元年度に私立幼稚園と同額になるよう保育料の改定を行いました。 なお、平成 29 年度、30 年度については、段階的な保育料の引き上げや在園児の保育料の据え置きなどの経過措置を行いました。	子ども家庭課

◆2 計画以外の部分について(意見数:2件)

No.	意見等の概要	考え方（対応）	担当課
1	11 件の計画に対する意見募集の期間が 1 か月間であり、内容の精査、意見作成の期間としては不十分ではないか。	30 日間の募集期間は「光市パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画策定スケジュールなども踏まえて、市民等が意見を提出するために必要と思われる期間を設定したものです。	教育総務課
2	新型コロナウイルス感染症対策により、計画書を閲覧可能な施設が休館となった場合、意見募集期間の延長が必要ではないか。	閲覧施設のほとんどは貸館を停止しましたが、休館はしておらず、市ホームページでも閲覧可能であることから、期間の延長は考えていません。	教育総務課